

平成25年度独立行政法人環境再生保全機構業務実績評価表

中期目標	中期計画	年度計画	H25年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		A		
機構は、良好な環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献するとの役割と責任を十分果たすよう、関係者のニーズを十分に把握し、業務の改善・見直しを進め、広く情報提供を行い、業務の質の向上を図るものとする。	機構は、機構法に定める各種業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活に寄与するとともに人類の福祉に貢献するとの目的を達成するため、機構の有する能力等の有効活用を図るとともに、適切かつ国民にわかりやすい情報提供を広く行うよう努め、関係者のニーズを的確に把握することにより不断に業務の改善・見直しを進め業務の質の向上を図りながら以下のとおり、各業務を遂行することとする。	機構の有する能力等の有効活用を図るとともに、適切かつ国民にわかりやすい情報提供に努め、関係者のニーズを的確に把握することにより不断に業務の改善・見直しを進め業務の質の向上を図る。				
	また、インターネット等を活用し、機構の事業、成果、各種の動向等について、即時性、透明性、双方向性の高い情報発信を行うとともに、アクセシビリティを念頭に置き、機構の提供するサービスの質の向上を目指す。	また、インターネット等を活用し、機構の事業、成果、各種の動向等について、即時性、透明性、双方向性の高い情報発信を行うとともに、アクセシビリティを念頭に置き、機構の提供するサービスの質の向上を目指す。				
<公害健康被害補償業務>	<公害健康被害補償業務>	<公害健康被害補償業務>		A		
	公害健康被害者(被認定者)への補償給付等に必要な費用の一部をばい煙発生施設設置者又は特定施設設置者から徴収(汚染負荷量賦課金、特定賦課金)し、それらを公害に係る健康被害発生地域の都道府県等に納付する業務を行う。					

中期目標	中期計画	年度計画	H25年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
1. 汚染負荷量賦課金の徴収	1. 汚染負荷量賦課金の徴収	1. 汚染負荷量賦課金の徴収	<p>・当年度においては64事業所に対して実地調査を実施し、年度計画に掲げた目標(平成20年度比50%増(57事業所))を達成した。</p> <p>・納付義務者の利便性の向上のため、申告・納付説明会ではオンライン申告の説明を中心とし、関係書類の早期ダウンロードの開始及び実地調査時の導入依頼等の方策を講じた結果、オンライン申告が昨年度から431件増加した。</p> <p>また、平成26年度申告に向け、オンライン申告比率の低い業種の中から抽出した約500事業所に対し電話等によるオンライン申告導入の意欲を実施した。</p> <p>・今後、より一層オンライン申告を促進していくため、納付義務者の利便性の向上を目的に本社等において一括申告できるようシステムの改修を行った。</p> <p>・徴収関連業務委託に係る民間競争入札については、平成20年度契約額666百万円に対し10.0%低い779百万円で契約することができた。</p>	A	<p>未申告督促、実地調査、委託事業者の指導等的確な徴収業務が行われ、申告額に対する収納率をほぼ100%としたことは評価できる。</p> <p>虚偽申告等の不適切な事案を未然に防止し、適正・公正な賦課金申告に資するため、一定規模以上の硫酸酸化物を排出している工場事業場に対する実地調査は、目標を上回る63事業所で、地域、業種に偏らない体系的な調査が行われている。ただし、納付義務者への実地調査により、調査対象の約3割に施設の申告漏れなどが確認されており、今後とも体系的な調査の継続的な実施が求められる。</p> <p>徴収業務に係る委託費については、民間競争入札の活用等により、年々減少し、平成20年度比8.98%の削減を実現している。</p> <p>納付義務者等に対しては、全国で説明会を開催するとともに、ホームページ上でのオンライン申告手順の情報提供など利便性の向上が図られている。</p> <p>なお、納付義務者に対する申告納付等の業務指導については、実地調査における指導内容が多岐に及んでいることを踏まえ、今後とも効果的な指導を継続する必要がある。</p> <p>また、オンライン申告については、申告件数が前年度よりも約10%増加したことは評価できるが、未だ50%以下にとどまっており、引き続き、オンライン申告の促進に向けた取組の充実が求められる。</p>	
(1)汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収	(1)汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収	(1)汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収				
汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収を図り、収納率を平成19年度実績の水準を維持することにより、補償給付等の支給に必要な費用を確保すること。	①補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応することにより、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率99%以上を維持する。	①補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談及び質問事項等に的確に対応することにより、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率99%以上を維持する。				
	②納付義務者による適正な申告・納付を図り、虚偽申告等の不適切な事案を未然に防止するため、必要な人員を確保しつつ、一定規模以上の硫酸酸化物を排出している工場・事業場に対して、平成20年度実績に比し50%増の実地調査を計画的に実施する。	②虚偽申告等の不適切な事案を未然に防止し、適正・公正な賦課金申告に資するため、必要な人員を確保しつつ、一定規模以上の主要業種の工場・事業場に対し、平成20年度比50%増の実地調査を実施する。				
(2)汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施	(2)汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施	(2)汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施				
業務の効率性を高める観点から、本中期目標期間からは、汚染負荷量賦課金の納付怠滞、申告書の審査処理事務の一部等についても民間委託等を行うこと。 その際、これまで商工会議所へ委託していた事務と合わせて、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく民間競争入札を活用するとともに、人員及び経費について、具体的な削減目標を立てた上で、目標達成に向けた取組を行うこと。	①徴収業務について、平成21年度から、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく民間競争入札を活用した契約により、平成20年度実績に比し、7%以上の削減を図る。	①徴収業務に係る委託業務契約(民間競争入札)においては、平成20年度実績に比し7%以上の削減を図る。				
	②民間競争入札を活用した契約により申告書等の点検事務等に係る人員について、1名の削減を図る。	平成21年度に実施済				
(3)納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上	(3)納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上	(3)納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上				
納付義務者に対して申告・納付に係る効果的な指導を図るとともに、汚染負荷量賦課金徴収業務の委託事業者に対する、適切な指導を行うこと。	①納付義務者からの相談及び質問等に的確に対応するとともに、納付義務者の利便性を向上するために、汚染負荷量賦課金専用ホームページの改善、汚染負荷量賦課金に係るシステム等の見直しを行う。	①委託事業者が主催する申告・納付説明会へ機構職員を派遣し、納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応するとともに、説明会での意見・要望聴取の結果を、必要に応じて説明資料等に反映させる。また、納付義務者の利便性を向上するために、汚染負荷量賦課金専用ホームページの改善、汚染負荷量賦課金に係るシステム等の見直しを行う。				
	②汚染負荷量賦課金の徴収業務が円滑に進むように、委託事業者に対し委託業務の点検・指導、担当者研修会を行うなど、的確に業務指導を実施する。	②汚染負荷量賦課金の徴収業務が円滑に進むように、委託業務の監督、指導を行うとともに、委託業務担当者研修会を開催して、公害健康被害補償制度及び納付義務者への対応等に関して、より一層の習熟を図る。				
	③汚染負荷量賦課金の事務処理の効率化を図るため、汚染負荷量賦課金のオンライン申請の一層の促進を図る。	③汚染負荷量賦課金の事務処理の効率化を図るため、申告・納付説明会の会場において、オンライン申請に係る具体的な操作方法等の説明を行うとともに、新年度の準備に入る1月にオンライン申請意欲の依頼文書を発送すること等により、オンライン申請の一層の促進を図る。				

中期目標	中期計画	年度計画	H25年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
2. 都道府県に対する納付金の納付	2. 都道府県に対する納付金の納付	2. 都道府県に対する納付金の納付	<p>・納付金に係るオンライン申請(100%)の維持に向けて、納付業務システム担当者研修会及び現地指導を行った。</p> <p>研修会：東京、大阪の2会場で計4回実施、17都道府県等が参加</p> <p>現地指導：神戸市で1回実施</p> <p>合計18都道府県等に実施し、参加者からの要望については次年度以降の研修会及び現地指導に反映させ、研修内容の充実を図っていく。</p> <p>・事務処理の効率化に向けて、補償給付費納付金及び公害保健福祉事業費納付金関係書類作成の手引等の見直し、納付業務システムの簡易な操作マニュアルの改訂、都道府県等への現地指導において情報提供を行った。</p> <p>・都道府県等のニーズをふまえ、納付業務システムの改良を行った。</p>	A	<p>システム入力に関する留意事項の追加などの手引書の見直しや、都道府県等担当者への説明、現地指導等により、事務処理の効率化と都道府県等担当者への周知徹底が図られている。</p> <p>また、事業を実施する上で創意工夫が見られた事例の、都道府県等への情報提供が適切になされているとともに、オンライン申請を維持するための説明会の開催なども適切に行われており、評価できる。</p>	
(1) 納付申請等に係る事務処理の効率化	(1) 納付申請等に係る事務処理の効率化	(1) 納付申請等に係る事務処理の効率化				
都道府県等が行う補償給付の支給及び公害保健福祉事業の適正な執行等を図るため、都道府県等との一層の連携・強化に努めること。	①補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び事業実績報告書(以下「納付申請等」という。)に係る提出書類の適正な作成方法を支援するため、必要に応じて補償給付費納付金関係書類作成の手引等の見直しを行うなど、都道府県等の担当者への周知徹底を図る。	①納付申請等に係る提出書類の適正な作成方法を支援するため、必要に応じて補償給付納付金関係書類作成の手引き等の見直しを行い、都道府県等の担当者への周知徹底を図る。				
	②都道府県等が行う納付申請等の事務処理の効率化を図るため、都道府県等のニーズ等に対応した納付業務システムの見直しを行う。	②納付業務システムについて、都道府県等が行う事務処理の効率化を図るため、都道府県等のニーズ等に対応した改良を図る。				
	③都道府県等が行う納付申請の手の適正化を図るため、現地指導を実施する。現地指導においては、都道府県等の要望及び課題等を把握するとともに、関係情報を国及び都道府県等に提供する。	③現地指導は、原則として3年に1回のサイクルで実施する。また、現地指導の調査結果については、必要に応じて環境省や都道府県等が主催する会議の場で報告する等、国及び都道府県等へ情報提供を行う。				
(2) 納付金のオンライン申請の推進	(2) 納付金のオンライン申請の推進	(2) 納付金のオンライン申請の推進				
納付金の申請等については、FD・オンライン申請により行われているが、都道府県等の事務負担の更なる軽減を図るため、本中期目標期間中の数値目標を定め、オンライン申請を推進すること。	都道府県等には、情報セキュリティ規程やシステム整備等の課題があるが、オンライン申請を促進するため、平成25年度までにオンライン申請の比率を、70%以上とする。	全ての都道府県等でオンライン申請が維持出来るよう、研修及び現地指導を行う。				

中期目標	中期計画	年度計画	H25年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
<公害健康被害予防事業>	<公害健康被害予防事業>	<公害健康被害予防事業>		A		
	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく旧第一種地域等の地域住民(以下「地域住民」という。)の慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫等(以下「ぜん息等」という。)の発症予防及び健康回復を図るため、調査研究、知識の普及及び研修を実施するとともに、地方公共団体が行う健康相談、健康診査、機能訓練事業、施設の整備等について助成を行う。					
1. 収入の安定的な確保と事業の重点化	1. 収入の安定的な確保と事業の重点化	1. 収入の安定的な確保と事業の重点化	(1)運用収入の安定的な確保 収入を安定的に確保することができた。今後とも安全で有利な運用に努める。 (2)事業の重点化・効率化 ① 地方公共団体の要望に全て対応できるようソフト3事業に係る申請について優先的に採択し、助成を行うことができた。 ② ぜん息・COPD患者のニーズの的確な把握と事業への適切な反映を行う仕組みの検討を継続的に進めた。 (3)今後の予防事業のあり方の検討 今後の予防事業のあり方を検討するためにPTを設置し、各事業の共通課題や重点課題を整理し、今後の予防事業の基本戦略等を取りまとめた。それを第三期中期計画において具現化し実行していくこととしている。	A	予防基金の運用状況については、計画を上回る運用収益を上げるなど収入の安定確保が図られている。 また、ぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト3事業(健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業)への申請を優先的に採択するなど、事業の重点化及び効率化が図られている。	
公害健康被害予防基金(以下「予防基金」という。)の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応して、事業の重点化・効率化を図ること。	公害健康被害予防基金の運用について、運用方針に基づき安全で有利な運用に努めるとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用により、収入の安定的な確保を図る。	(1)収入の安定的な確保 公害健康被害予防基金の運用については、運用方針を策定し、安全かつ有利な運用に努める。 自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び前中期目標期間より繰り越された積立金の取り崩しにより、収入の安定的な確保を図る。				
	また、事業の実施に当たっては、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化するなど、効率化を図る。	(2)事業の重点化・効率化 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、効率化を図る。				
2. ニーズの把握と事業内容の改善	2. ニーズの把握と事業内容の改善	2. ニーズの把握と事業内容の改善	(1)ニーズの把握と事業への反映 ① 知識普及、研修事業参加者に対するアンケートによって、各事業に対する参加者の満足度やニーズを的確に把握した。これらを踏まえ、該当する事業において、対象者のニーズを適切に反映した。 ② 患者団体等との小児・成人の分野別の連絡会を実施したことにより、分野ごとの細かなニーズを把握することができた。 ③ 「見直しの基本方針」に基づき、引き続き、ぜん息患者等の新たなニーズに応える事業の改善に努めた。 (2)ソフト3事業の実施効果の継続的な測定・把握及び事業内容改善の検討 対象46地方公共団体すべての協力を得、検討委員会の指導のもと、ソフト3事業のすべての事業において、事業の実施効果の適切な測定・把握のための調査を継続して実施することができた。 また、客観的データに基づいた事業の集計・分析が地方公共団体でも直接行うことができ、併せて事業全体の評価・分析も可能となる「集計・分析システム」を構築することができた。 本システムは、平成26年度から運用を開始する。 (3)そらプロジェクトの調査結果に基づく事業の実施 「そらプロジェクト」の調査結果や、患者のニーズや事業実施効果の的確な把握・評価結果等を踏まえて、学童期の患者を対象としたより効果的な事業の実施に取り組むことができた。	A	患者団体や関係NPO法人との合同連絡会の開催による意見交換や事業参加者へのアンケート調査などを通じて、患者等のニーズの把握に努め、各種事業に反映している点は評価できる。事業参加者の評価も、概ね9割が5段階中上位2段階の評価となっており、今後も、こうした取り組みを推進していくことが望まれる。 また、事業実施効果に関する調査研究については、事業内容の改善のための新たなワーキンググループを設置し、事業効果の高い事例をとりまとめた事例集を作成配付するなど一定の取組が行われている。 なお、平成24年度より、講演会や水泳記録会等の参加者を対象とした、事業終了2ヶ月後の追跡アンケート調査や呼吸リハビリテーションマニュアルの製作なども新たに実施されており、今後は、そうした調査結果等をも踏まえた事業の実施も求められる。	
効果的かつ効率的な業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、事業の改善を図ること。	効果的かつ効率的に業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。	効果的かつ効率的に業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に反映させることにより事業の改善を図る。				
また、実施効果が、十分に把握されていない現状を踏まえ、事業の実効性を確保する観点から、本中期目標期間からは、事業実施効果の定量的な指標による測定及び把握に努め、その上で、客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、改善すること。	また、ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体が行う健康相談、健康診査及び機能訓練事業について、事業対象者に対する調査及び研究を実施し、事業実施効果の測定及び把握に努め、専門家による事業の評価、分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、改善する。	また、健康相談、健康診査及び機能訓練事業の事業実施効果の測定・把握のための事業対象者に対する調査を継続的に実施し、専門家による評価・分析を踏まえた事業内容の改善を検討する。				
さらに、環境省が平成22年度までの予定で「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)」を実施していることを踏まえ、環境省とともに事業の実施方法を検討し、23年度以降速やかに見直すこと。	さらに、平成22年度までの予定で「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)」が実施されていることを踏まえ、環境省、地方公共団体等とともに、適切な事業実施方法を検討し、平成23年度以降速やかに見直しを行う。	さらに、環境省が平成23年5月に公表した「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)」取りまとめ結果を踏まえ、引き続き、より効果的な事業の実施に取り組む。				

中期目標	中期計画	年度計画	H25年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
3. 調査研究	3. 調査研究	3. 調査研究	(1)調査研究の公募による実施 環境保健分野及び大気環境の改善分野の調査研究について、公募により採択した研究を、継続して実施した。 なお、平成28年度から開始する新たな調査研究課題についても、評価委員の意見等を踏まえ、公募を実施する予定(平成26年4月)である。 (2)調査研究の評価、研究成果の公表等 調査研究については、評価委員による年度評価及び事後評価を行い、評価結果を研究者等へフィードバックすることができた。今後もより良い研究を行うための評価等を適切に実施する。 また、調査研究の成果については、機構のホームページで公表するとともに、成果集を作成して地方公共団体等に配布することにより、事業への活用等を図ることができた。 (3)経理の適正化、透明性の確保 調査研究費の経理については、所要の規定の整備や現地指導調査等によって適正化等を進めることができた。引き続き、経理の適正化と透明性の確保に取り組む。	A	環境保健分野及び大気環境改善分野ともに、公募と採択が計画通りに適切に実施されている。新規調査研究課題の実施に当たっても、環境再生保全機構や関連学会のホームページに加え、日本アレルギー学会の協力を得て、同学会員への個別通知を行うなど広く公募を行うなどして多数の応募がなされるとともに、公募から採択までの処理日数も計画より短縮されており評価できる。 また、研究成果についても、学会や論文発表などを通じ公表されるとともに、パンフレット等の形で事業への反映も図られている。 今後も、予防や治療に効果の高い課題を研究課題として選定していくことが望まれる。	
(1)ぜん息等の発症予防、健康回復に関する環境保健分野及び大気環境の改善分野における調査研究の実施に当たっては、大気汚染の影響による健康被害を予防する上で、より効果の高い事業に重点化すること。 また、調査研究課題については、重点分野等を中期計画で定め、公募制を導入し、透明性の確保を図ること。	(1)環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる健康相談・健康診査・機能訓練事業の根拠となる知見の確立及び事業実施効果の適切な把握に係る課題に重点化し、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の改善に係る課題に重点化を図る。	(1)環境保健分野に係る調査研究については、3課題の研究を継続して実施する。 また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、1課題の研究を継続して実施する。				
	なお、新規に採択する調査研究課題については、公募制を導入し透明性の確保を図る。公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。					
	また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。					
(2)調査研究事業の達成度については、外部有識者による年度評価及び事後評価を行い、その結果を調査研究活動や各分野における事業の展開等にフィードバックさせること。	(2)各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容(研究資源の配分、研究計画(中止を含む。))に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。	(2)各調査研究課題の外部有識者による評価として、年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容(研究資源の配分、研究計画(中止を含む。))に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。				
	さらに、研究成果については、研究発表会で公表するほか、ホームページ上で広く公開する。	また、研究成果については、研究発表会等で公表するほか、機構のホームページ上で広く公開する。				
4. 知識の普及及び情報提供の実施	4. 知識の普及及び情報提供の実施	4. 知識の普及及び情報提供の実施	(1)地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復等に係る知識の普及・講演会・講習会等の開催、啓発資料の作成・提供及びぜん息・COPD電話相談室の設置を通じ、ぜん息・COPDの予防・管理に関する適正な知識の普及、患者の自己管理支援に貢献することができた。 また、実施した全ての事業について、各事業参加者の80%以上の方から、5段階評価で上から2段階までの評価を得ることができた。 (2)その他の普及啓発行事等 専門医によるセミナー、肺機能測定等のCOPD啓発イベント等の実施を通じ、COPDの認知度及び早期診断の向上に努めることができた。 また、各種の事業の実施を通じ、患者団体等へのヒアリングにより把握したニーズに応えることができた。 (3)大気環境改善に係る知識の普及 講演会・講習会については、地方公共団体のニーズを踏まえ、事業者向け、地域住民向けという対象別の講演会や、実車等の体験を伴う講習会等、各地域のニーズに応じたメニューを用意することにより、地方公共団体や地域の個別のニーズにより即した取組を進めることで適正な知識を普及することができた。 (4)啓発資料、患者教育用ツールの作成等 ぜん息等の発症予防・健康回復に資する最新の知見に基づいた啓発冊子の新規作成、改訂及び増刷を行い、啓発資料等に対する要望に応えた。 (5)ホームページによる情報提供 ホームページを活用し、予防事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く提供することができた。	A	学会や自治体、NPO等と連携した講演会や講習会、パンフレットの作成など、様々な手法や媒体による情報提供が行われ、ほぼ全ての事業で参加者の概ね9割から高い評価を受けている。特に、死亡事故を受けてなされた自治体からの要望を受け、急速、研修会を開催するなど迅速な取組も見られるとともに、啓発資料についても、現場にとって有用であり広く活用されるなど、普及啓発活動が適切に行われており評価できる。 また、得られた知見等についても、ホームページを通じて情報発信しており、大気環境等の情報館のアクセス数も700万件を超えている(昨年度比1.6倍増)。	
環境保健及び大気環境の改善に関する最新の情報や知見について、知識の普及、情報の提供事業を積極的に進める。また、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。	(1)地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息等講演会の開催などの事業を積極的に実施する	(1)地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復及び地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成、ぜん息専門医等による講演会の開催やぜん息電話相談などの事業を積極的に実施する。				
	各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。	各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。 また、既存のパンフレット等については、必要に応じて内容の見直しを行っていく。				
	(2)ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。 そのため、最新情報の収集・整理を積極的に進めるほか、ホームページ利用者等のニーズの把握を行うとともに、ホームページの年間アクセス件数を今後5年間に20%以上の増となることを目標とし、その達成に努める。	(2)ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。				

中期目標	中期計画	年度計画	H25年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
5. 研修の実施	5. 研修の実施	5. 研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・年度初めに年間の研修スケジュールを示して、一括して研修受講の受付を始め、各研修の実施の一定期間前に、再度、研修の募集案内を再周知する等により、受講者が拡大した。 ・実施したすべての研修において、アンケート有効回答者の80%以上の方から5段階評価で上から2段階までの評価が得られた。なお、受講者へのアンケート等を通じて得られた意見・要望等は、今後の事業に適切に反映していくこととしている。 ・研修の実施により、予防事業の質の向上や各地方公共団体で実施する事業内容の均一化が図られている。さらには、地方公共団体が実施する講演会等において実技指導が取り入れられるなど事業の充実に活用されている。 ・平成26年3月に研修検討会を開催するとともに、次年度研修計画を速やかに策定し、地方公共団体等の研修対象者が、各研修の目的・内容を把握し、計画的に参加出来るよう取り組む。 	A	<p>予防事業の助成対象とした「親子ぜん息キャンプ」の実施事例を紹介するなど、受講者のニーズを踏まえた研修カリキュラムの改善が図られている。また、PM2.5など最新の知見を取り入れるなどして実践的な研修が行われ、全ての研修において、事業参加者の9割以上から高い評価を得ており評価できる。</p> <p>今後は、高評価者の割合をより高めるなど、目標を高く設定した上での研修内容の改善も検討すべきである。</p> <p>また、研修受講者数については、早期の受講案内等の措置が講じられているものの、受講者数の増加などの具体的な成果は得られておらず、今後、eラーニング学習システムの導入など、研修に直接参加できなかった者への情報提供も含めた研修事業の充実が期待される。</p>	
<p>地方公共団体が実施する健康被害予防事業の従事者が事業への理解を深め、事業実施に必要な知識を習得するための研修を実施すること。</p> <p>また、受講者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。</p>	<p>地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした効果的な研修を実施する。</p>	<p>地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的に、機能訓練研修、保健指導研修(小児・成人)及び環境改善研修を実施する。</p>		A		
	<p>また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。</p>	<p>また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。</p>		A		
6. 助成事業	6. 助成事業	6. 助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト3事業に重点化した助成を行うことができた。引き続き、助成対象地方公共団体と連携を密にして、地域住民が参加しやすく、ぜん息等の発症予防及び健康回復に対応した、より効果的な事業の実施に努めていくこととしている。 ・助成対象地方公共団体に対する助成事業に関する情報提供等によって、患者の自己管理の支援やソフト3事業の先進事例の展開などの重点的推進事項を推進することができた。 	A	<p>環境保健分野に係る助成事業については、患者団体へのヒアリング等によって把握した患者ニーズを踏まえ、ソフト3事業(健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業)に重点化した助成がなされており、いずれの事業においても参加者数が前年度を上回っている。</p> <p>また、大気環境の改善分野に係る助成事業についても、これまで同様、幹線道路沿線の特に子供を対象とする施設への大気浄化植樹事業が行われている。</p> <p>さらに、実務者連絡会議等の場を通じた地方公共団体に対する情報提供等によって、健康診査事業のスクリーニング回数の見直しや環境改善事業の増加につながるなど事業効果も見られ、順調に事業が実施されている。</p>	
<p>助成事業については、対象となる地方公共団体及び地域住民のニーズを反映し、重点化を図ること。</p>	<p>(1)環境保健分野に係る助成事業については、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業に重点化を図る。</p>	<p>(1)環境保健分野に係る助成事業については、地方公共団体と連絡・調整を図りつつ、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業に引き続き重点化を図る。</p>		A		
	<p>また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。</p>	<p>また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを的確に把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。</p>		A		
	<p>なお、健康相談、健康診査及び機能訓練事業については、事業対象者に対する調査及び研究を実施し、専門家による事業の評価、分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、改善する。</p>	<p>なお、健康相談、健康診査及び機能訓練事業の事業実施効果の測定・把握のための事業対象者に対する調査を継続的に実施し、専門家による評価・分析を踏まえた事業内容の改善を検討する。</p>		A		
	<p>(2)大気環境の改善分野に係る助成事業については、地方公共団体等のニーズを反映しつつ、高い効果を見込める局地的な大気汚染地域の改善を中心とする事業で、国、地方公共団体の施策を補完して機構が特に取り組む必要性の高いものに重点化を図る。</p>	<p>(2)大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、局地的な大気汚染地域の改善につながる事業を実施する。</p>		A		
<地球環境基金業務>	<地球環境基金業務>	<地球環境基金業務>		A		
	<p>環境保全に取り組む民間団体の活動を支援するため、民間団体(NGO/NPO)による環境保全活動に対する助成(助成事業)を行うとともに、調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修(振興事業)を実施する。</p>					

中期目標	中期計画	年度計画	H25年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
1. 助成事業に係る事項	1. 助成事業に係る事項	1. 助成事業に係る事項	(1)情報提供の強化等による助成事業対象者の利便性の向上 ① 地球環境基金助成金募集案内の周知のため、他の助成金運営団体と共同で、全国各地で説明会を実施することができた。 ② 助成団体等への利便性を考慮し、支払い申請の利便性向上のためのExcelマクロファイルの提供や要望書の様式変更、記載例を創意工夫して取り組むことができた。また、助成金支払申請に係る処理期間については計画目標である4週間以内を達成することができた。 (2)助成事業に関する周知・広報の強化 ① 助成要望件数の増加を目指し、環境NGO・NPOの潜在的なニーズの把握に努め、助成実績が少ない地域などでの説明会を実施した。 ② 研修・講座における助成金説明を行う他、助成金募集案内のリーフレット作成やWEB広報など新たな取組による広報強化に努めた。 以上の結果、平成26年度の要望件数の増加(前年度に比し44件、8.6%増)へ繋がった。今後も、更なる効果的な広報に努めていきたい。 (3)事後(終了年次)評価結果の反映及び事業評価等 ① 平成24年度事後(終了年次)評価結果を取りまとめ、評価対象団体へのフィードバックを行うとともに、助成専門委員会への提言を取りまとめ、平成26年度募集案内に反映させることができた。 ② 助成事業の実施を通じて、行政や企業等からの信頼感が上がり、組織が活性化しとする団体も少なくなり、また活動の内容がマスコミに取り上げられるなど顕著な成果も上げられている。今後も地球環境基金事業を通じて、環境NGO・NPOによる環境保全活動を一層支援していく。 (4)地球環境基金事業の見直し 地球環境基金の創設20周年の節目に当たって、今後の地球環境基金事業のあり方等を検討するためにPTを設置して、助成対象の重点化や効果的な振興事業の実施、明確な計画目標の設定等の課題を整理するとともに、その結果を平成26年度地球環境基金助成金募集案内に反映するとともに、その一部は第三期中期計画に取り入れることができた。	A	助成期間(3年)の厳守等による助成先の固定化の回避、助成先の裾野の拡大に向けた取組、助成事業の重点化、利用者への情報提供の強化などによる利便性の向上等については、第三者委員会による評価を踏まえ、確実に実施されている。 特に、これまで説明会を実施していなかった地域における説明会の開催など、地球環境基金事業の周知広報に積極的に努めた結果、説明会を実施した全ての県に所在する団体から助成の要望書が提出されたことは評価できる。事業の重点化においても、東日本大震災関連の環境保全活動を行っている団体への特別助成や、アセアン等のアジア太平洋地域における活動への助成を行うなどしている。 今後とも、NPO等の利便性の向上など、NPO等がより効率的・効果的に事業を実施できるような取り組みが行われることが期待される。	
(1)助成先の固定化の回避	(1)助成先の固定化の回避	(1)助成先の固定化の回避				
助成金が特定の団体への恒常的資金として固定しないよう、一つの事業に対する助成継続年数は原則として3年間、特段の事情がある場合でも5年間を限度とする。	一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に履行する。	一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に履行する。				
また、これまでに基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うなどにより、環境活動の裾野を広げるための取組の推進を図ること。	また、これまで地球環境基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うことなどにより、助成対象の裾野の拡大のための取組を進める。	また、助成対象の裾野の拡大を図るためこれまで地球環境基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うとともに、助成金募集に係る説明会を開催する。				
(2)助成の重点化等	(2)助成の重点化等	(2)助成の重点化等				
助成対象については、地球温暖化防止、3R(リデュース、リユース、リサイクル)、生物多様性の保全等、環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案して助成の重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図ること。	助成対象については、地球温暖化防止、3R(リデュース、リユース、リサイクル)、生物多様性の保全等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図る。	助成対象については、地球温暖化防止、3R(リデュース、リユース、リサイクル)、生物多様性の保全等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図る。 また、地球環境基金運営委員会の下に設置した評価専門委員会において事後評価を実施する。				
(3)処理期間の短縮	(3)処理期間の短縮	(3)処理期間の短縮				
助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、1件当たりの平均処理期間については、平成20年度実績を維持すること。	助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図ること、担当者の審査能力向上を図ること等により、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。	助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、振込日の分割を継続することにより、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。				
(4)第三者機関による評価を踏まえた対応	(4)第三者機関による評価を踏まえた対応	(4)第三者機関による評価を踏まえた対応				
民間団体の代表者等の参加を得た評価委員会等の第三者による事業の成果の評価を踏まえ、助成金交付の募集要領・審査方針の見直しを行うこと。	民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上審査を行い、結果を公表する。	民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上審査を行い、結果を公表する。				
	助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表するとともに、募集要領と審査方針に反映させる。	また、平成24年度評価の結果を公表するとともに、評価専門委員会の意見を踏まえ助成専門委員会において、募集要領及び審査方針へ反映させる。				

中期目標	中期計画	年度計画	H25年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
(5) 利用者の利便向上を図る措置	(5) 利用者の利便向上を図る措置	(5) 利用者の利便向上を図る措置				
募集時期の早期化を図り、年度の早い時期に助成金の交付決定を行い、各種申請等の電子化等により利用者の利便の向上を図ること。	①募集時期の早期化を図り、年度末助成金支払事務との調整、継続案件の事前審査等を行うことにより、助成案件の内定及び交付決定通知について、これまでで最も早期に行った平成20年度の水準(内定については4月15日、交付決定については7月2日)で維持する。	①募集時期の早期化を図るとともに、助成案件の内定及び交付決定通知について、これまでで最も早期に行った平成20年度の水準(内定については4月15日、交付決定については7月2日)を維持する。				
	②毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、助成金募集に係る説明会を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。	②毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、助成金募集に係る説明会を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性の向上を図る。				
	③助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介すること等により、より広範な情報提供を行う。	③助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介すること等により、より広範な情報提供を行う。				
2. 振興事業に係る事項	2. 振興事業に係る事項	2. 振興事業に係る事項	(1) 環境NGO・NPO活動状況の把握 活動状況調査については、計画どおり、北海道、近畿、中国、四国、九州地方の調査を実施しデータを反映することができた。 (2) 研修・講座について 地球環境基金事業の見直しPTIにおいて、若手プロジェクトリーダー育成のための新たな研修メニュー創設、助成事業との運動について検討・報告することができた。この結果は、平成26年度において、①リーダーの育成について助成・研修両事業からフォローアップして若手プロジェクトリーダー研修、②NGO・NPOで活躍するスタッフ向けのOJTを取り入れた研修、③研修事業に評価を取り入れた研修結果の明確化、などを実施していく予定である。 研修・講座については、受講者のほとんどから「有意義であった」との回答が得られた。また、受講者からの研修ニーズを十分に把握するとともに、研修・講座運営団体による実務者ミーティングにおける意見・要望及び研修・講座アドバイザーの提言等を、次年度の研修・講座計画などに反映させることができた。	A	調査事業及び研修事業ともに、ニーズを踏まえた事業が重点的且つ効果的に実施されており、参加者からも高い評価を得ている。 特に、震災対応として、NPO等の活動が活発になっている東北地域の活動状況を最優先で調査公表するとともに、洋上漂流物の調査研究等が速やかに行われた点は評価できる。 また、研修事業においても、環境保全活動の担い手であるNPO等の人材育成と組織運営の向上に向けた研修・講座を実施しており効果的な研修が行われている。	
(1) 調査事業、研修事業の重点化	(1) 調査事業、研修事業の重点化	(1) 調査事業、研修事業の重点化				
調査事業について、国の政策目標等に沿った課題に重点化を図ること。 また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化すること。	調査事業について、重点施策等国の政策目標や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。 また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化する	調査事業について、重点施策等国の政策目標に沿った調査研究に取り組むとともに、研修事業として開催する講座等を活用して、民間団体等のニーズ調査を行う。 また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化して実施する。				
(2) 研修事業の効果的な実施	(2) 研修事業の効果的な実施	(2) 研修事業の効果的な実施				
受講者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。	研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち80%以上から得られるようにするなど、質の向上を図る。	研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査を行い、有効回答者のうち80%以上から「有意義であった」との評価を得られなかったものについては、次年度に向けた改善を図る。				

中期目標	中期計画	年度計画	H25年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
3. 地球環境基金の運用等について	3. 地球環境基金の運用等について	3. 地球環境基金の運用等について	(1) 広報募金活動 寄付状況は依然として厳しい中、広報募金計画を定め、これまで行ってきた広報募金活動に加え、新たな広報手法の導入、新規の寄付獲得に向けた取組みを行った結果、昨年度を上回る募金額を獲得し、現中期計画の目標額を達成することができた。 次期中期計画に向け、さらに広報募金活動を強化するため、「寄付金推進委員会」の設置を検討し、役職員が一体となって広報募金活動を行うメニューの導入に向けた検討をおこなっている。	A	募金活動のPDCAを適切に行い、広報活動に努めた結果、厳しい経済情勢の中にもかかわらず、寄付件数が増加したことは評価できる。また、基金の運用についても適切に行われている。 ただし、寄付金額は減少しており、大口寄付者が得られなかったことについての今後の対応策が期待される。	
地球環境基金の増額を図るため、積極的に募金獲得活動等を行い、本中期目標期間中における具体的な目標を設定した上で、目標達成に向けた措置を講ずること	地球環境基金の拡充に向けて、広報募金活動の充実強化を図る。このため、広報活動の充実などを図り、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解を得て、中期計画期間中の募金等の総額が平成20年度末までの5カ年間の出えん金の総額を上回るよう募金等の活動を行う。	地球環境基金に係るホームページや広報誌の充実を図ることなどの広報募金活動を積極的に進めることにより、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解が得られるように努め、基金の更なる増強を図る。	(2) 基金創設20周年記念事業 ・基金創設20周年として、様々なセクターから多数の参加を得てシンポジウムを開催することができた。また、基金事業の20周年を総括し、今後の基金の役割について発表することができた。さらに、パネルディスカッション等においては、活発な意見交換が行われた。 ・地球環境基金の20年間の活動状況を総括した記念誌「地球環境基金20周年の軌跡・そして未来へ」を発刊、助成事業の活動を映像化したDVD「持続可能な社会を目指して～環境NGO・NPOを支える地球環境基金～」を制作することができた。	A		
また、地球環境基金の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図ること。	また、地球環境基金の運用につき、資金の管理及び運用に関する規程に基づく地球環境基金の運用方針に従って安全で有利な運用に努める。	また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。	(3) 基金の運用 安全かつ収入の安定的確保に努めており、総額141億円(政府出資金94億円、民間等出えん金47億円)について、引き続き財政投融資資金預託金等による運用を行った。	A		
<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>	<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>	<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>		A	経減事業及び振興事業への助成について適正に審査し実施されており、助成金の交付状況についてもホームページで公表されている。	
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施を支援するため、中小企業者等が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用の軽減(軽減事業)及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定、安全性の確保に係る研究・研修の促進(振興事業)に要する費用について、環境大臣が指定する者に対し助成する。			A		
助成業務の遂行に際しては、審査基準及びこれに基づく事業の採択について透明性・公平性を確保する。また、これら審査基準とあわせ、助成対象事業の実施状況等結果を公表すること。	本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準及びこれに基づく事業の採択、並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。	本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準及びこれに基づく事業の採択、並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。	・軽減事業における処理費用負担軽減については、省令改正に伴い、業務方法書及び交付要綱の改正を迅速に行うことができた。 ・PCB廃棄物処理基金助成金に係る軽減事業への助成について、環境大臣が指定する事業者からの申請に基づき、適正に審査して実施するとともに、交付状況について機構ホームページで公表することができた。また、PCB廃棄物処理基金の運用については、安全性の確保を最優先した運用を行うことができた。 今後とも適正な助成金の交付をすするとともに、交付状況に加え基金の管理状況等を機構のホームページで公表する。	A		
<維持管理積立金の管理業務>	<維持管理積立金の管理業務>	<維持管理積立金の管理業務>		A	事務処理手順書を作成するなどして、維持管理積立金の積立・管理が適切に行われている。また、それらの積立金の資金運用についても国債等により安全性を優先し堅実に行われているとともに、積立者に対する運用利息額等の通知も適切に実施されている。	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の最終処分場の設置者が埋立処分終了後に適正な維持管理を行うため、必要な費用を環境再生保全機構に積み立てる。			A		
最終処分場維持管理積立金については、資金の性質、積立及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用すること。	本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立及び取戻しの状況を考慮した適切な運用を図る。	本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立及び取戻しの状況に応じた適切な運用を図る。	維持管理積立金の積立及び取戻し並びに利息額の算定通知及びその払戻しについて、事務処理手順書に基づき適正な管理を行うことができた。また、維持管理積立金の運用については、安全性の確保を最優先とした運用を行い、積立者に対し、利息の払戻しを行うことができた。 今後とも引き続き事務処理手順の合理化・適正化を図るとともに、安全性の確保を最優先とした資金運用に努めていく。	A		
また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性の確保に努めること。	また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を毎年度定期的に通知する。	また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。		A		

中期目標	中期計画	年度計画	H25年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
<石綿健康被害救済業務>	<石綿健康被害救済業務>	<石綿健康被害救済業務>		A		
	石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族に対する医療費等の救済給付を支給する等の業務を行うとともに、石綿健康被害者が今後とも長期間にわたり増加する傾向にあると見込まれることから、これに備えた取り組みを行う。					
1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施	1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施	1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所説明会においては、肺がんの判定基準の改定内容の説明を行うなど、最新の情報を提供することができた。また、自治体単独開催を24年度の3回から2回増やすことができた。 ・大阪支部廃止に伴う申請者等へのサービスの低下が懸念されたことから、あらかじめ新聞による広報を行ったことにより、申請の相談、受付等について、特段の混乱は生じなかった。なお、支部から本部への引継ぎも円滑に行えた。 ・今年度は、新しい事業を行うなど工夫したが、平成24年度に厚生労働省が法施行前の中皮腫死亡者の遺族に対して行った労災保険制度等の周知事業（機構も協力）による効果が一巡したため、フリーダイヤル受付件数、石綿ホームページのアクセス件数に影響したと思われる。 	A	<p>新聞やリスティング広告、専門誌への広告など多様な媒体を活用した広報活動がなされ、ホームページへのアクセス件数が過去最も多かった制度発足時の件数を超えるとともに、窓口相談等の問い合わせ件数も平成23年度比で35%増加するなど成果が上がっている。</p> <p>また、救済制度に関する相談等についても、フリーダイヤルや保健所説明会等を通じて適切に対応している。</p>	
(1) 救済制度について国民の認知度を高めるため、具体的な広報計画を策定し、積極的に救済制度を国民に周知すること。	(1) 年度計画を定めて多様な広報媒体を活用し、確実かつ広範な広報とともに、都道府県に加え市町村及び関係団体等との連携を図りつつ、地域性等にも考慮したきめ細かく効果的な広報を実施する。	(1) 申請書アンケートにより、申請等の契機が、医師及び医療関係者からの助言という回答が多いことから踏まえ、引き続き、医師及び医療機関向けの広報を実施する。 特に、申請にかかる診断書作成などの実績のある医療機関に対しては、制度の変更等について重点的に周知を行う。 制度周知の広報媒体として効果のある新聞広告をはじめとして、地域性や対象者を考慮した多様な広報媒体を用い、きめ細かな制度の周知を行うとともに、昨年度の検討を踏まえより効果的な広報を実施する。 また、地域における住民相談会を昨年度に引き続き実施する。				
(2) 制度利用者の満足度を高めるため、相談や申請等に係る利便性の向上に向けた取組を行うこと。	(2) 救済制度に関する相談・質問事項等に対応するため、無料電話相談や相談窓口を通して、救済給付制度及び申請手続の説明を行うなど迅速な救済を図る。	(2) 各地域で保健所説明会を実施し、担当者の受付相談業務の知識を深め、申請手続の円滑化及び迅速化を図る。				
2. 制度運営の円滑化等	2. 制度運営の円滑化等	2. 制度運営の円滑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・被認定者等のアンケート結果から、制度を知った経緯として、病院等医師からの制度紹介が多いことから、医療関係者を対象とした学会セミナー、研修会を開催し、認定業務の迅速化・正確性の確保を図った。 ・「中皮腫細胞診実習研修会」におけるアンケート結果では、本研修会の実施前は、中皮腫の診断において、細胞診結果等により判定できる場合があることの認知度が東京48.8%、神戸43.6%と低かったが、本研修会によりその認知度の向上を図ることができた。 	A	<p>アンケート結果を基に、申請の手引きを分かりやすい内容に改訂するとともに、保健所説明会の開催を増やすなどして、制度運営の円滑化に努めている。</p> <p>また、学会等と連携しセミナーを開催するなどして、申請手続等の周知や診断精度の向上が図られるとともに、事業実施の円滑化に役立つ研修会や計測機関の育成事業が実施されている。</p> <p>さらに、認定状況をホームページで公表するなど、情報公開も積極的に行われている。</p>	
(1) 認定患者等のニーズの把握に努め、制度の運営や広報活動等に反映させること。	(1) 認定患者等に対するアンケート調査を行い、認定患者等の状況、ニーズを的確に把握し、救済制度の適切な運営、広報業務等に反映させる。	(1) 各種アンケートを実施し、その結果を申請手続、周知広報及び相談業務の改善等に反映させる。				
(2) 医療機関等との連携、調査、情報収集、指定疾病に関する知識の普及等、業務実施の円滑化に向けた取り組みを行うこと。	(2) 認定業務を円滑に実施するため、医療機関等に対して、申請手続等の周知を図るとともに、セミナー等により診断技術の向上のための場を提供する。	(2) 医療関係者の申請等の手続に伴う理解や認定業務の迅速化及び正確性向上のために、石綿関連疾患の確定診断に係る研修会及び関連学会でのセミナーを開催し、あわせて救済制度の認知度向上を図る。 また、石綿小体計測精度管理事業の実施により認定業務の正確性の確保を、石綿繊維計測機関育成事業の実施により認定業務の迅速化・正確性の確保を図る。				
	(3) 環境省や他の関係機関とも連携し、中長期的視点も踏まえた業務実施の円滑化に役立つ調査や情報収集を行う。	(3) 業務運営に生かすために、関係者のニーズを可能な限り把握するとともに、救済制度の認定・給付の状況について随時及び年次で情報公開する。				
(3) 制度の透明性を確保するため、認定や給付の状況など、救済制度の運用状況の公開を図ること。	(4) 認定や給付の状況など、救済制度の運用について随時及び年次で情報を公開する。					

中期目標	中期計画	年度計画	H25年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
3. 認定・支給の適正な実施	3. 認定・支給の適正な実施	3. 認定・支給の適正な実施	<p>・申請・請求の受付から認定等までの期間の短縮に努めた結果、療養中の方では、医学的判定1回で認定等に至る案件の期間が、前年度79日から今年度61日に、追加資料を求められたものを含めた全体でも、130日から115日に短縮されるなど大幅な短縮ができた。</p> <p>また、療養中の方からの認定申請について、判定が1回で済んだ件数のうち84.3%を3か月以内に処理することができた。</p> <p>・被災者遺族等への給付に係る処理期間は、未支給の医療費等において7日、救済給付調整金において8日短縮することができた。また、特別遺族申慰金・特別葬祭料の支給に係る処理期間も、施行前死亡に係るものについて8日間短縮することができた。</p> <p>・個別に管轄の労働基準監督署に照会し確認していた労災保険給付等の支給状況について、厚生労働省との協議により、照会先を厚生労働省本省に一元化することで合意するなど、連携の強化が図られた。</p> <p>・認定更新手続きの遅滞を漏れなく行い、更新等対象者46名のうち申請する意思のない4名を除く42名からの申請について、更新等の決定を完了することができた。</p>	A	<p>医療機関への迅速な連絡や情報提供、医学的判定にかかる手続きの簡素化に努めるなどして、申請・請求から認定までの処理日数が大幅に短縮されたことは評価できる。</p> <p>また、救済給付の審査・支給についても、周知広報等により給付件数、給付額ともに前年度を上回っているとともに、労災対応にならない死亡者遺族への対応も進んでいるなど適切に行われている。</p>	
(1) 医療費の支給に係る認定申請及び特別遺族申慰金等の支給に係る請求について、迅速かつ適切な処理を行うこと。	(1) 患者等の増加傾向にともない、認定等についての業務量の増加が見込まれるため、認定等に係る事務処理を迅速かつ的確に行うとともに、保健所等での円滑な受付などの確保を図る。	(1) 引き続き申請段階より医療機関と緊密に連絡を行い、医学的判定に必要な資料の整備に努めることにより、申請・請求から認定・給付までの期間短縮を図る。	<p>・機器更新に伴い、サーバ機器等のハードウェアをデータセンターへ移行したことにより、システムの安定的運用を継続させ、より高度な情報セキュリティ対策等の強化を図ることができた。</p> <p>・認定・給付システムの改修により、データの正確性の確保、入力や確認ミスの削減ができるようになり、また、作業時間も短縮され、業務の効率化を図ることができた。</p> <p>・個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、部内職員に対し研修を実施し、その徹底を図ることができた。</p>	A	<p>認定・給付システムの改修により業務が安定的に実施され、業務の効率化が図られるとともに、部内職員全員を対象とした研修の実施など、個人情報保護及び情報セキュリティ対策が適切に行われている。</p>	
(2) 各種給付について認定後、迅速かつ適正な支給を行うこと。	(2) 認定患者等の増加傾向にともない、支給についての業務量の増加が見込まれるため、医療費等の支給に係る事務処理を迅速かつ的確に行う。	(2) 認定・給付システムの活用や医療機関等に対する医療費の支給手続きの周知などにより、支給に係る事務処理を迅速かつ適正に行う。	<p>・機器更新に伴い、サーバ機器等のハードウェアをデータセンターへ移行したことにより、システムの安定的運用を継続させ、より高度な情報セキュリティ対策等の強化を図ることができた。</p> <p>・認定・給付システムの改修により、データの正確性の確保、入力や確認ミスの削減ができるようになり、また、作業時間も短縮され、業務の効率化を図ることができた。</p> <p>・個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、部内職員に対し研修を実施し、その徹底を図ることができた。</p>	A	<p>認定・給付システムの改修により業務が安定的に実施され、業務の効率化が図られるとともに、部内職員全員を対象とした研修の実施など、個人情報保護及び情報セキュリティ対策が適切に行われている。</p>	
4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築	4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築	4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築	<p>・機器更新に伴い、サーバ機器等のハードウェアをデータセンターへ移行したことにより、システムの安定的運用を継続させ、より高度な情報セキュリティ対策等の強化を図ることができた。</p> <p>・認定・給付システムの改修により、データの正確性の確保、入力や確認ミスの削減ができるようになり、また、作業時間も短縮され、業務の効率化を図ることができた。</p> <p>・個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、部内職員に対し研修を実施し、その徹底を図ることができた。</p>	A	<p>認定・給付システムの改修により業務が安定的に実施され、業務の効率化が図られるとともに、部内職員全員を対象とした研修の実施など、個人情報保護及び情報セキュリティ対策が適切に行われている。</p>	
業務の一層の電子化による効率化を進めるとともに、セキュリティの確保を図り個人情報を適切に管理すること。	(1) 認定申請・給付請求から給付に至るまでの情報を適切に管理するシステムを構築し、セキュリティが確保された的確な運用を図るとともに、認定、給付の状況についてのデータをもとに業務の適切な運用を図る。	認定・給付システムを確実に運用・保守し、情報セキュリティを確保するとともに、認定等の業務を安定的に実施できる環境を保持する。また、システムの確実な運用により、さらなる業務の効率化を図る。	<p>・機器更新に伴い、サーバ機器等のハードウェアをデータセンターへ移行したことにより、システムの安定的運用を継続させ、より高度な情報セキュリティ対策等の強化を図ることができた。</p> <p>・認定・給付システムの改修により、データの正確性の確保、入力や確認ミスの削減ができるようになり、また、作業時間も短縮され、業務の効率化を図ることができた。</p> <p>・個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、部内職員に対し研修を実施し、その徹底を図ることができた。</p>	A	<p>認定・給付システムの改修により業務が安定的に実施され、業務の効率化が図られるとともに、部内職員全員を対象とした研修の実施など、個人情報保護及び情報セキュリティ対策が適切に行われている。</p>	
	(2) 申請者、請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の取扱いに関する規則を定め、各業務の担当課長を管理者として管理を厳格に行う。	引き続き、部内職員全員に個人情報保護及び情報セキュリティの研修を行い、これらのルール遵守を確保する。				
5. 救済給付費用の徴収	5. 救済給付費用の徴収	5. 救済給付費用の徴収	<p>・特別拠出金の徴収を確実に実施した。</p> <p>・船舶所有者に係る一般拠出金について、これまで未納付であった船舶所有者に対して督促等を行うなど、公平な徴収に努めた。</p>	A	<p>年度当初に徴収決定額の通知を行うなど、特別拠出金の徴収は確実に実施されている。</p>	
救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、拠出金を徴収すること。	救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し納付手続に係る周知を図り、適切に拠出金を徴収する。	特別事業主からの特別拠出金の徴収業務を行う。				
6. 救済制度の見直しへの対応	6. 救済制度の見直しへの対応	6. 救済制度の見直しへの対応	<p>・労災保険制度との連携について、前年度から環境省と調整を行った結果、関係通達の改正が行われ、労災保険制度の対象となる可能性が高い案件を厚生労働省に情報提供することができた。</p> <p>・環境省との定例会において、有益な意見交換を行うことができた。</p>	A	<p>労災保険制度との連携などの諸課題について、環境省及び厚生労働省に対する調整を行うなど適切な対応がなされている。</p>	
法律の規定に基づく見直しの結果を踏まえ、その実施に必要な対応を行うこと。	法律に規定されている見直し結果を受けて、その適切な実施に必要な対応を行う。	中央環境審議会の石綿健康被害救済制度の在り方について(二次答申)の指摘事項等について、引き続き、環境省、厚生労働省とも連絡、調整を行い、その対応を図る。	<p>また、救済制度のより円滑な運営のため、制度改正等について、引き続き関係機関と意見交換を行う。</p>	A		

中期目標	中期計画	年度計画	H25年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項	Ⅲ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	Ⅲ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		A		
1. 組織運営	1. 組織運営	1. 組織運営	<p>・内部統制の強化に当たっては、役員懇談会を通じて、理事・監事等が意見交換を行い、機構内の課題について検討し、1)PDCA手法を用いた課長職のマネジメント強化の取組、2)共同調達の推進、3)戦略広報の取組など、可能なものから実施することができた。</p> <p>・組織横断的なプロジェクトチームの設置により、個々の事業を様々な視点から整理・検討し事業に反映、または事業の見直し案の取りまとめを行うことができた。</p> <p>・リスク管理に係る自己点検の結果、洗い出されたすべてのリスクについて対応がなされていることが確認された。また、重要リスクについては、専用の様式(個票)を用いて点検することで、組織として重視すべきリスクの管理状況を特に詳細に確認することができた。引き続き、今回の点検結果を踏まえた点検方法の見直しや点検表の改善を行うとともに、自己点検を継続的に実施することで、適切なリスク管理の確保に努める。</p> <p>・基盤系ネットワークシステムの脆弱性指摘への対応を完了し、その他の情報セキュリティ案件についても、着実に進捗されることができた。</p> <p>・職員のコンプライアンス意識を高めるため、理事長による職員への訓示及び職員との意見交換、さらに職員研修などを年間を通じて実施することができた。</p> <p>・大阪支部を平成25年6月28日に、予定より半年前倒して廃止した。</p> <p>・ツイッター運用についてのルール等を整備し、機構の広報手段として利用できるようにした。</p>	A	<p>組織運営の効率化を図るため、2課に分かれていた石綿健康被害救済部における救済給付の返還請求手続きの業務を給付課に一元化する組織の合理化を行っている。</p> <p>また、内部統制の強化に関しては、理事長のリーダーシップの下、ボトムアップ型の業務改善提言の取組など若手職員の意欲の活用や、一般職員や管理職との意見交換の実施などによるコミュニケーションの強化、コンプライアンス意識の浸透など、多様な職員に対する管理が適切になされている。</p> <p>さらに、リスク管理については、リスク項目の軽重付けとリスクマップの作成を行うことで、組織として優先的に対応すべきリスク項目(650項目中69項目)を確認しつつ、リスクへの新たな対応策の必要性の検討を行うなど、リスク管理の強化に努めており、評価できる。</p>	
(1)組織体制及び人員の合理化目標の明確化	(1)組織体制及び人員の合理化の明確化	(1)組織体制及び人員の合理化	<p>環境政策の実施機関として機構が担う業務を着実に実施するとともに環境問題の動向に迅速かつ適切に対応しうるような組織体制を構築するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。</p> <p>環境政策の実施機関として機構が担う業務を着実に実施するとともに環境問題の動向に迅速かつ適切に対応しうるような組織体制を構築するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。</p>			
業務をより効率的及び合理的に実施する観点から、事務及び事業の見直しを踏まえた現行の管理部門等の組織体制並びに人員の合理化に向けた計画を中期計画等において具体的に記載し、その計画を着実に実行すること。	管理部門(総務部・経理部)については、一層の事務処理の効率化を図る。事業部門については、業務の進捗状況に応じた組織編成、人員配置を行い、効率的な業務体制を構築する。 なお、合理化に向けた組織体制等の基本的事項については、「Ⅷ.2. 職員の人事に関する計画」に定め、具体的な合理化に向けた計画については、年度計画において明示する。	管理部門(総務部・経理部)については、一層の事務処理の効率化を図る。事業部門については、業務の進捗状況に応じた組織編成、人員配置を行い、効率的な業務体制を構築する。 具体的な合理化目標の計画については、「Ⅷ.2. 職員の人事に関する計画」において明示する。				
(2)内部統制(コンプライアンス)の強化	(2)内部統制(コンプライアンス)の強化	(2)内部統制(コンプライアンス)の強化				
役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、コンプライアンスを実践するための手引き書である「コンプライアンス・マニュアル」等を速やかに策定し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、内部統制の強化を図ること。	役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、コンプライアンスを実践するための手引き書である「コンプライアンス・マニュアル」等を速やかに策定し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、内部統制の強化を図ること。	コンプライアンス・マニュアルを活用し、職員に対するコンプライアンスに関する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、内部統制の強化を図ること。				
また、第三者を含めた委員会等により、内部統制の運用状況等を確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施すること。	また、第三者を含めた委員会等により、内部統制の運用状況等を確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施すること。	コンプライアンス推進委員会において、定期的に法令等の遵守及び業務の適正な執行等の内部統制状況に関する確認等を行うとともに、監事による内部統制の評価を行う。				
(3)大阪支部の廃止 大阪支部の事務については、業務運営の効率化を図る観点から、本部において実施することとし、大阪支部は、本中期目標期間中に廃止すること。	(3)大阪支部の事務については、業務運営の効率化を図る観点から、本部において実施することとし、大阪支部は、平成25年度に廃止する。	(3)大阪支部の事務については、業務運営の効率化を図る観点から、本部において実施することとし、大阪支部は、平成25年度に廃止する。				
(4)石綿健康被害救済業務に係る組織体制の見直し 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)に規定されている政府の見直しに併せ、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直す。その際、石綿健康被害救済業務に増員が必要な場合は、機構全体の既存業務の合理化、見直し等により確保することとし、組織の肥大化を招くこととならないようにすること。	(4)石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号。以下「石綿健康被害救済法」という。)に規定されている政府の見直しに併せ、石綿健康被害救済部を中心に組織の見直しを行う。	(4)石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号。以下「石綿健康被害救済法」という。)に規定されている政府の見直しに併せ、石綿健康被害救済部を中心に必要に応じて組織の見直しを行う。				

中期目標	中期計画	年度計画	H25年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
2. 業務運営の効率化	2. 業務運営の効率化	2. 業務運営の効率化	(1)平成24年度のラスバイレス指数については、毎年、給与水準の低減のための方策を継続的に講じてきたことにより、平成23年度を下回る水準となった。 (2)退職手当の支給水準の引下げに係る改正を行うことにより、国家公務員の退職手当と同等の支給水準とした。 (3)一般管理費及び業務経費の効率化・削減 一般管理費及び業務経費ともに、所要の削減を見込んだ予算を作成したうえで、より効率的な執行に努め、それぞれ中期計画を上回る削減を達成した。 ①一般管理費の効率化・削減 一般管理費については、対平成20年度比で▲22.9%を達成し、中期計画の削減目標(平成20年度比で▲15%)を約8ポイント上回った。 ②業務経費の効率化・削減 業務経費についても、各勘定において、中期計画の削減目標(平成20年度比で▲5%)を上回り達成した。 公健勘定 ▲24.5% 石綿勘定 ▲45.6% 基金勘定 ▲7.0% 承継勘定 ▲68.9% (4)随意契約等の見直し ①契約に係る競争の推進 ・平成25年度に締結した契約で競争性のない随意契約2件(大阪支部廃止に伴う事務所現状回復工事及び機構契約宿舍規程に基づく借上宿舍)については事前に契約監視委員会から当該契約の性質が競争を許さないもので随意契約についてやむを得ないものとの意見を聴取した。 ・ホームページ上の調達情報の「契約の発注の見込み」について、平成25年4月以降毎月、最新の情報に更新し、調達の周知期間の拡大を図った(公表から入札までの平均日数は79日)。 ・契約の公表案件等(8案件)について、適切に公表し透明性の確保を図った。 ・公告期間等の準備期間について、統一的に、十分な準備期間が確保できるように、スケジュール設定を行った。 ②契約に係る審査体制 ア 契約監視委員会による審査 ・平成24年度の契約件数(随意契約5件、一者応札7件)については、平成25年4月10日に委員会を開催し審査を実施。平成25年度の契約案件については、平成26年4月8日に審査を実施した。 ・新規の競争性のない随意契約2件について、事前に意見を聴取した。 イ 機構内における審査体制 ・契約手続審査委員会の設置 平成25年4月1日から契約手続審査委員会を設置し、少額随契約以外の支出の原因となるすべての契約について、委員会41回、分科会1回を開催し、73件の案件を審査及び契約手続き等の統一的なルール等について審査を受けた。 ・少額随契約案件の審査 契約手続審査委員会で対象としていない少額随契約等については、経理部において全件審査を行った。	コンプライアンス推進委員会など外部有識者からなる各種委員会を活用し業務実施上の助言を受けるとともに、システムサーバを外部委託するなどの取組を実施している。 一般管理費及び業務経費ともに計画を上回る削減となっているとともに、人件費の対国家公務員比についても、他の法人に比べて高い状態であるものの、概ね100程度とする目標を達成しており、ホームページ上での公表もなされている。 また、競争性のない随意契約についても削減の方向が定着するなど、効率化のための取組が継続して行われており適切と判断できる。 なお、随意契約の見直しに当たっては、効率化の視点に加え、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第21条の3の趣旨を踏まえた見直しも必要であり、今後とも、民間団体がその専門的な知見又は知の特性を生かすことができる分野において、それら民間団体の参入の機会の増大を図るよう努めることとする。		
(1)経費の効率化・削減	(1)経費の効率化・削減	(3)経費の効率化・削減				
一般管理費、業務経費及び人件費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減を図ること。	一般管理費、業務経費及び人件費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減を図る。	一般管理費、業務経費及び人件費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減を図る。				
①一般管理費 一般管理費(人件費を除く。)について、本中期目標期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で15%を上回る削減を行うこと。	①一般管理費 一般管理費(人件費を除く。)について、本中期計画期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で15%を上回る削減を行う。	①一般管理費 一般管理費(人件費を除く。)について、中期計画の削減目標(15%)を達成すべく所要の削減を見込んだ平成25年度予算を作成し、効率的執行に努める。				
②業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務、のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費(人件費を除く。)及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費(人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。)について、本中期目標期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で5%を上回る削減を各勘定で行うこと。	②業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務、のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費(人件費を除く。)及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費(人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。)について、本中期計画期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で5%を上回る削減を各勘定で行う。	②業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務、のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費(人件費を除く。)及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費(人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。)について、中期計画の削減目標(5%)を達成すべく所要の削減を見込んだ平成25年度予算を作成し、効率的執行に努める。	(5)資金運用の一元化の推進 運用にあたっては、原則引き合いにより優位性を確保しつつ、短期間の運用に限った選定手法を新たに設けたことにより運用効率を更に高めることができた。 (資金運用比率 H24年度:94.92%→H25年度:97.31%)。			
③人件費 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、総人件費改革の取組を23年度まで継続すること。 また、機構の給与水準(平成19年度、事務・技術職員)は、対国家公務員指数で114.7に下がった(平成18年度指数119.3)ものの、なお国家公務員給与の水準を上回っており、是正に向けて取り組む必要があると認められ、管理部門等の見直し等を通じ、給与水準の見直しを行うとともに、こうした取組状況や給与水準の検証結果について公表すること。	③人件費 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、平成18年度以降の5年間にわたる人員の5%削減を実施するとともに「経済財政運営と構造改革に関する方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づく取組を平成23年度まで継続する。 また、給与水準の見直しを行うとともに、こうした取組状況や給与水準の検証結果について公表する。	③人件費 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく取組を実施する。 また、機構の給与水準について検証を行い、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。				
④その他 官民競争入札等の活用が出来る業務を検証する観点から業務の見直しを速やかに実施すること。	④その他 官民競争入札等の活用ができる業務を検証する観点から業務の見直しを速やかに実施する。					
(2)随意契約の見直し	(2)随意契約の見直し	(4)随意契約の見直し				

A

中期目標	中期計画	年度計画	H25年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること	契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。	契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、新たに設置した契約手続審査委員会の審査により、入札及び契約手続きにおける透明性の確保、公正な競争の確保等の更なる徹底を図る。 また、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。				
①「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。	①「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。	①引き続き、「随意契約等見直し計画」(平成22年4月策定予定)に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争(企画競争・公募を含む。)に付する。 また、契約手続審査委員会等による事前の審査及び契約監視委員会による事後の点検等を受けることにより、随意契約、一者応札等の改善に取り組み、競争性の確保に努める。				
②特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。	②特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。	②企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性の確保を図る観点から、その理由等について契約手続審査委員会が審査を実施する。				
また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。	また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。	③監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。				
3. 業務における環境配慮	3. 業務における環境配慮	3. 業務における環境配慮				
業務における環境配慮に徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進すること。	業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進する。	業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進する。				
(1) 毎年度「環境報告書」を作成し、これを公表すること。	(1) 毎年度「環境報告書」を作成し、公表する。	(1) 平成24年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し、公表する		A		温室効果ガス排出量については、計画(3%削減)を大幅に上回り、平成18年度比で35.6%削減している。 また、環境報告書の作成及び公表にあたっては、標準的な取組がなされている。
(2) 温室効果ガスの排出削減については、実施計画の着実な実行により、削減目標を達成すること。	(2) 温室効果ガスについては、機構の温室効果ガス排出抑制等のため実行すべき措置についての実施計画(平成20年1月8日)に基づき、平成22～24年度において平成18年度比3%削減の達成に向け取り組む	(2) 温室効果ガスについては、機構の温室効果ガス排出抑制等のため実行すべき措置についての実施計画(平成20年1月8日)を参考に、平成25年度も取り組む。				

中期目標	中期計画	年度計画	H25年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
IV. 財務内容の改善に関する事項	IV. 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	III 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画		A		
1. 予算、収支計画及び資金計画の作成等 自己収入・寄付金の確保に努め、「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、当該予算による運営を行うこと。	1. 予算 2. 収支計画 3. 資金計画	1. 予算 2. 収支計画 3. 資金計画				
		(財務の状況)	・ 一般競争入札の徹底等業務運営の効率化により経費の節減に努めた結果、国から財源措置された運営費交付金の縮減が図れた。 ・ 運用業務を経理部に一元化したことで、運用に係る事務の効率化に努めた。また、各資金の運用方針等に基づき、安全かつ効率的な運用ができた。	A	平成24年度の総利益は約34億円であり、その主な要因は、承継勘定における建設譲渡事業に係る貸倒引当金戻入及び利息の収支差等によるものである。 利益剰余金は前年度末の約126億円に対して、平成24年度は、繰越積立金取崩額0.81億円、当期積立額約34億円を計上し、当期末残高は約159億円となっている。 運営費交付金の使用実績については、事務の効率化による経費の縮減等により計画額を下回っている。 また、資金運用については、各基金の運用方針等に基づき安全かつ効率的な運用が図られている。	
2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	4. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	4. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	・ 中期計画期間中に正常債権以外の債権を300億円以下に圧縮するという数値目標を達成できた。しかし、今後の経済情勢の変化等に伴って新たな正常債権以外の債権の発生等、予断を許さない状況が続いていることから、個別債権の管理を今後とも厳格に行い、新たな正常債権以外の債権の発生防止及び回収額の増額に努めていくこととする。	A	平成24年度末の正常債権以外の債権残高は、個別債権ごとの管理の強化により、約268億円と前年度末に比べ約33億円圧縮し中期計画の目標を達成した。その主な要因は、回収が約46億円、貸倒償却が約0.8億円、そのほか、正常債権と非正常債権の移入移出差について非正常債権への移入差が多く13億円となっている。 約定弁済先の管理強化の取組については、延滞が懸念された東京電力福島第一原子力発電所事故の警戒区域内の債務者に対しても、避難先で状況のヒアリングを行うなど、個別債権ごとの管理が適切に行われている。 法的処理の推進状況等については、平成23年度から継続していた競売等6件のうち5件が終結し、新たに1件の仮押さえを行った結果、年度末の係属中の法的処理事案は2件となっている。 サービスへの新規委託については、当年度に3件(債権残高5億円)の委託を行い、中期計画の目標(委託債権残高:28億円)を達成した。	
破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権について、債務者の経営状況を見極めつつ、回収と迅速な償却に取り組むことにより、本中期目標期間中にこれらの正常債権以外の債権を300億円以下にすることを目標とする。なお、経済情勢の変化に伴い正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるよう、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示するものとする。 また、本中期目標期間内に完済の見込めない債権は、原則としてサービスに委託し、本中期目標期間中におけるサービス委託債権残高に対する具体的な目標を定め、委託することとし、回収率の向上及び回収額の増大に取り組むこと。 なお、環境省は、独立行政法人環境再生保全機構法附則第13条に基づき、債権管理回収業務の確実かつ円滑な実施のために必要な補助金を要求する。	(1)承継業務においては、旧環境事業団から承継された建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の回収を進め、同事業の財源となった財政投融資資金の返済を確実にしていく必要がある。 平成21年度期首において約470億円と見込まれる破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権(以下「正常債権以外の債権」という)の残高を本中期計画期間中に300億円以下に圧縮することを目指す。 なお、経済情勢の変化に伴い、正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるよう、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することとする。	破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権(以下「正常債権以外の債権」という)は本中期計画期間中である平成24年度に300億円以下に圧縮したが、引き続き圧縮に努めるために、 ① 約定弁済先の管理強化 ② 返済恣意 ③ 厳正な法的処理 ④ 迅速な償却処理 に積極的に取組む。				
	①約定弁済先の管理強化 債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等債務者企業の経営状況の把握に努めるとともに、約定弁済先が万一、経営困難に陥るなど、弁済が滞る恐れが生じた場合や滞った場合には迅速かつ適切な措置を講ずる。	特に、昨今の経済情勢の変化に鑑み、①の約定弁済先の管理強化にあたっては、これまで約定どおりの弁済を行ってきた債務者についても、その経営状況に目を配り、延滞発生の未然防止に努めるとともに、万一、延滞が発生した際は、速やかに原因究明を行い、延滞の解消を図る。				
	②返済恣意 延滞債権は的確に返済確実性を見極め、償却処理、法的処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の約定化に努める。	また、②の返済恣意にあたっては、延滞となっている債権であっても、返済確実性があると認められる債務者については、債務者との交渉を通じて、完済に向けた弁済方法について、改めて期限の利益を再付与し、約定化することにより、延滞の早期解消を図る。 さらに、平成25年度期首と期末の債権を比較し、正常債権以外の債権の債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することにより、機構の正常債権以外の債権への取組状況及び正常債権から正常債権以外の債権への期中の変動状況を明らかにする。				
	③法的処理 債権の保全と確実な回収を図るため、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては厳正な法的処理を進める。					
	④償却処理 形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したものの等、償却適状となった債権は迅速に償却処理する。					
	(2)サービス委託の推進と経費の効率化・削減					

中期目標	中期計画	年度計画	H25年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
	返済確実性の見込めない債権は、原則、サービサー委託とし、中期計画期間中に業務運営の効率性の範囲内で、平成20年度末の委託債権残高(見込157億円)の2割に相当する債権を新たにサービサーに委託することを見込む。 ただし、民事再生計画等に基づき通常弁済を行っている債権や、破産手続等が終結し、今後の回収が見込めない債権等、効率性の観点から委託の必要のない債権については、委託を解除し機構の直轄とする。機構の債権管理回収業務を自律的かつ効率的に運営する上で、サービサーに対する機構の管理監督機能をより充実させ、回収強化を図る。なお上記の正常債権以外の債権の処理にあたっては、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、貸倒損失の補填に必要な補助金(未収財産措置予定額を上限とする)が、予算の定めるところにより交付されることを見込んでいる。	返済確実性の見込めない債権は、原則、サービサー委託とし、平成25年度も業務運営の効率性の範囲内で正常債権以外の債権を新たに委託するよう引き続き努める。 また、民事再生計画等に基づき通常弁済を行っている債権や、破産手続等が終結し、今後の回収が見込めない債権等、効率性の観点から委託の必要のない債権については、委託を解除し機構の直轄とする。機構の債権管理回収業務を自律的かつ効率的に運営する上で、サービサーに対する機構の管理監督機能をより充実させ、回収強化を図る。上記の処理に加え、経費削減、回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額の補填が必要となった場合は予算(260百万円)の範囲で補助金が交付されることを予定している。				
	V. 短期借入金の限度額	IV 短期借入金の限度額	・資金の計画的、機動的な管理に努めた結果、短期間でかつ必要最小限の借入で年4回(5月、9月、11月、3月)の財投借入金等の償還を円滑・確実に実施することができた。	A	計画的かつ機動的な資金管理により、借入限度内での借入を行い、財投借入金等の償還が円滑に実行されている。	
	年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度18,600百万円とする。	平成25年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、単年度18,600百万円とする。				
3. 保有資産の見直し	VI. 重要な財産の処分等に関する計画	V 重要な財産の処分等に関する計画				
戸塚宿舎については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、本中期目標期間中に売却すること。	戸塚宿舎については、本中期計画期間中に売却する。	所定の手続きを完了し、戸塚宿舎の国庫納付を行う。	・計画どおりに戸塚宿舎の国庫納付を行った。	A	戸塚宿舎の処分については、国庫納付に向けた取組が適切に行われている。	
	VII. 剰余金の使途	VI 剰余金の使途				
	なし	なし				
		(保有資産の見直し)				

中期目標	中期計画	年度計画	H25年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
V. その他の業務運営に関する重要事項	Ⅷ. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	Ⅷ その他主務省令で定める業務運営に関する事項				
	1. 施設及び設備に関する計画	1. 施設及び設備に関する計画				
	なし	なし				
	2. 職員の人事に関する計画	2. 職員の人事に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・課長のマネジメント力の強化を図ることができた。 ・職員の知識の向上を図るため、各種研修を企画・実施するとともに外部研修にも積極的に職員を派遣(70名)することができた。 ・役員懇談会において、人事評価制度等について具体的課題と改善点を議論し、可能なものは見直しを行うとともに、今後の進め方について確定することができた。 	A	<p>計画通り、事業管理部の常勤職員1名の削減を進めつつも、人事評価について、被評価者との面談時間を十分に設け意見交換を実施するなど、各職員に対するケアも適切になされている。</p> <p>また、職員研修についても、外部で行われる研修を含め29講座実施されるなど、必要な知識等の取得や能力の開発に向け適切に行われている。</p>	
<p>機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質向上のための研修に関する計画を定め、それを着実に実施するものとする。</p> <p>また、人事評価制度の実施にあたっては、適正な評価制度の運用を行うとともに、給与体系を見直すこと。</p>	<p>(1) 業務処理方法の改善等を図り組織のスリム化に努めるとともに、各業務の特性や業務量を踏まえ、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。具体的には、管理部門と事業管理部の削減を図る。</p>	<p>(1) 管理部門と事業管理部の削減等を図るため、事業管理部の常勤職員数2名の削減を図る。</p>				
	<p>(2) 質の高いサービスの提供を行うことができるように、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を図るため各種研修を実施する。</p>	<p>(2) 質の高いサービスの提供を行うことができるように、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を図るため、職員研修計画に基づく各種研修を実施する。</p>				
	<p>(3) 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。</p>	<p>(3) 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。</p>				
	(4) 人員に関する指標	(4) 人員に関する指標				
	<p>①管理部門(総務部・経理部)及び事業管理部については、業務の改善・見直しを進めることにより、期末の常勤職員数を期初の9割以下とする。</p>	<p>・期初の常勤職員数 142人</p> <p>・平成25年度中に2人削減</p>				
	②大阪支部を廃止することに伴い、支部の職員を2名削減する。					

中期目標	中期計画	年度計画	H25年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
	③石綿健康被害救済法の見直しに合わせ実施する組織全体の見直しに際しては、必要な人員について、石綿健康被害者の迅速な救済の確保を前提にしつつ、既存業務の合理化により確保するなど、組織の肥大化防止に十分配慮する。 (参考1) 期初の常勤職員数146人 期末の常勤職員数の見込み140人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み6.614百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。					
	3. 積立金の処分に関する事項	3. 積立金の処分に関する事項	・前中期目標期間から繰越した積立金について、公害健康被害予防事業の財源として活用し、事業の充実に資するとともに、前中期目標期間中に自己収入で取得した固定資産の減価償却費について取崩し、適正な期間損益を計上した。	A	業務財源に必要な金額は積立金として承認を受け、承認に沿って執行されている。	
	前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務(未収財源措置予定額)等の財源に充てることとする。	前中期目標期間より繰り越した積立金については、公害健康被害予防事業の財源及び前中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却費等に充てることとする。				
	4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項	4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項				
	なし	なし				